

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本心不全薬学共創機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を神奈川県小田原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、心不全を始め心疾患の発症及び増悪の薬学的介入による抑止を目標とし、心電図やバイタルの判読による薬学ケア・フォローアップの充実、薬局の機能拡充、多職種連携の推進等に関わる諸活動の実践をもって、健康の増進、福祉の向上、臨床薬学の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人材の教育・育成に関わる体系の構築やプログラム・ツールの開発と提供
- (2) 技能品質維持・向上に資する資格・制度等の制定や付与
- (3) 研修会・講習会の開催と教室の開設
- (4) 学術集会や技能競技会の開催
- (5) 優良者の顕彰
- (6) 学術的根拠の探査や定義・認定
- (7) 知的財産の開発や権利の取得
- (8) ICTの開発や実装と提供
- (9) 適正・円滑な実施の基となる基準や規範の策定
- (10) 健康増進活動の実施・協働や医療支援
- (11) 広報・宣伝や普及啓発活動
- (12) 機関誌・出版物の刊行や情報の提供
- (13) 発表会・展示会等の開催や参加
- (14) 官公庁・公的機関・教育研究機関・医療機関・組織・団体・事業者や有資格者・有識者との連携、国内外の関係者との交流
- (15) 指導・助言や提言
- (16) 調査・研究・開発・企画・運営と事業化
- (17) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員の種別)

第5条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員A：この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 正会員B：この法人の目的に賛同して入会した団体
- (3) 準会員：理事会で特に認められた個人
- (4) 賛助会員：この法人の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した個人又は団体
- (5) 特別会員：理事会で特に認められた個人又は団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。

- 2 入会は、理事会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、これをその者に通知する。
- 3 法人又は団体にあつては、法人又は団体の代表としてその権利を行使する1人の者を定め、代表理事に届け出なければならない。
- 4 前項の代表者を変更した場合は、速やかに変更した旨を代表理事に届出なければならない。

(会費)

第7条 会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会費として、別に定める額を支払う義務を負うものとする。

- 2 既納付の会費は、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
 - (3) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
 - (4) 反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味し、以下同様とする。)である、又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する等反社会的勢力等との何らかの交流若しくは関与を行っていると当法人が判断したとき
 - (5) 総社員の同意があったとき
- 2 会員が前条の規定により資格を喪失したときは、会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
- 3 当法人は、会員が資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 代議員

(代議員制)

第11条 当法人では、概ね総正会員数の10分の1の割合で代議員を選出することとし、選出された代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。なお、端数の取扱いについては理事会で定める。

- 2 代議員は正会員A及び正会員B(以下、「正会員」という。)による代議員選挙によって選出する。理事又は理事会は代議員を選出することはできない。
- 3 代議員選挙においては、正会員は各1個の投票権を有する。
- 4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。ただし代議員選挙への立候補には、正会員2名の推薦人の署名が必要である。
- 5 代議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとし、再任を妨げない。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、役員解任の訴えを提起している場合には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は代議員たる地位を失わない。
- 6 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了するときまでとする。
- 7 代議員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議により除名することができる。この場合、当該代議員に対し、当該社員総会の日から一週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えるものとする。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
 - (2) 職務上の義務違反、その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
- 8 その他代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

(代議員資格の喪失)

第12条 代議員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員資格を喪失したとき
- (2) 代議員を辞任したとき
- (3) 全ての代議員が同意したとき
- (4) 当該代議員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は代議員である団体が解散したとき
- (5) 除名されたとき

(代議員の辞任)

第13条 代議員は、理事会において別に定める辞任届を提出することにより、任意に当法人の代議員を辞任することができる。

第5章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、代議員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の除名
- (3) 理事の選任又は解任
- (4) 監事の選任又は解任
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(招集)

第16条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、代議員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。
- 4 総代議員の5分の1以上の議決権を有する代議員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(招集手続の省略)

第17条 社員総会は、代議員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により、他の理事がこれに代わる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議の方法)

第20条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総代議員の議決権の過半数を有する代議員が出席し、出席した代議員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 代議員の除名
- (3) 理事又は監事の解任
- (4) 定款の変更
- (5) 解散
- (6) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面決議等)

第21条 社員総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって決議し、又は他の代議員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した代議員の中から社員総会において選出された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(社員総会への報告の省略)

第23条 理事が代議員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき代議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

第6章 役員等

(役員・委員の設置)

第24条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
 - (2) 監事 1名以上
 - (3) 委員 種別、員数については委員会規程に定める。
- 2 理事のうち1名を代表理事とし、副代表理事3名、専務理事3名、常務理事3名及び事務局長兼担理事1名を置くことができる。
 - 3 代表理事、副代表理事、専務理事、常務理事及び事務局長兼担理事は理事会の決議により選定するものとする。
 - 4 代表理事以外の理事のうち、副代表理事、専務理事、常務理事及び事務局長兼担理事（以下、「業務執行理事」という。）を一般法人法上の業務執行理事とする。
 - 5 副代表理事のうち代表理事代行1名を置くことができる。

(役員・委員の選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会において選任する。但し理事会が推薦する理事及び監事候補者については正会員以外から選任することを妨げないものとする。

- 2 各役職者、委員の選任は理事会において選定する。但し委員は会員及び学識経験者のうちから選定するものとする。
- 3 監事は当法人またはその子法人の理事または使用人を兼ねることができない。

(職務)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐して当法人の業務を掌理する。
- 4 副代表理事は、代表理事に事故があるときはその職務を代理し、代表理事が欠けたときはその職務を行う。
- 5 専務理事は、代表理事及び副代表理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 6 常務理事は、代表理事、副代表理事及び専務理事を補佐し、当法人の業務を執行する。
- 7 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する。

(理事の制限)

第27条 理事のうちには、それぞれの理事について、当該理事と次の各号で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持している者
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第29条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。
- 3 補欠として選任または追加選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の終了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、定款で定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員・委員の解任)

第30条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

- 2 役職者又は委員は、理事会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第31条 役員の報酬等は、社員総会の決議をもって定められた報酬総額を上限として、理事会での決議により個別の分配額を決めることができる。

- 2 理事会の決議を経て認められた費用に関しては、その職務を執行するために役員が要した額を弁償することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除又は限定)

第33条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当法人は、外部役員との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、10万円以上で当法人があらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第7章 理事会

(構成)

第34条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

(権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 役職者、委員の選定及び解職

(開催)

第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。なお、理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 代表理事以外の理事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第37条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたときまたは代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、理事もしくは監事から招集の請求があったとき代表理事は理事会を招集しなければならない。
- 4 代表理事は理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 5 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし代表理事が欠けたときは、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議と定足数)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

(理事会への報告の省略)

第42条 理事または監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、代表理事及び業務執行理事の職務執行の状況報告については、適用しない。

第8章 委員会

(委員会)

第43条 当法人には、事業推進のため、理事会の決議により、委員会を設置する。

- 2 理事会は、常設の委員会のほか、必要と認めるときは、特別委員会を置くことができる。
- 3 委員及び委員会の構成は、理事会で決定する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、毎年11月1日に始まり翌年10月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、理事会の議を経て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を定時社員総会の日の二週間前の日（一般法人法第五十八条第一項の場合にあっては、同項の提案があった日）から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 定款及び社員名簿

(剰余金)

第46条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第44条の認定を受けたものに限る。）に贈与する。

第11章 公告の方法

(公告方法)

第50条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由において前項の電子公告を行えないときは、官報に掲載して行う。

第12章 基金

(基金の拠出)

第51条 当法人は、会員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集等)

第52条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会の決議を経て代表理事が定める。

(基金の拠出者の権利)

第53条 設立時社員によって拠出された基金および設立後に第三者によって拠出された基金は、当該基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第54条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行う。ただし、当該社員総会において承認を受けた、貸借対照表上の純資産の額が基金等合計額を超える場合に限り、その超過額を返還の限度額として、次年度の社員総会の日の前日までの期間に限り、返還できるものとする。

(代替基金の積立て)

第55条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

- 2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

第13章 寄附金

(寄附金)

第56条 当法人は、理事会の決議により、会員または第三者から寄附金を募り、受領することができる。

- 2 当法人は、理事会の承認により、会員または第三者からの寄附金を収受することができる。
- 3 寄附金の募集、収受については理事会の決議を経て代表理事が別に定める。

第14章 事務局

(設置等)

第57条 代表理事が行うべき当法人業務の遂行機関として事務局を置く。

- 2 事務局は代表理事の指揮命令に従い必要な業務を行うものとする。代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、代表理事に準ずる理事が事務局を指揮命令する。
- 3 事務局長および事務局職員は、理事会の決議を経て代表理事が任命する。
- 4 事務局長および事務局職員の任務および処遇は、理事会の決議を経て代表理事が定める。
- 5 事務局は当法人業務の遂行のため、代表理事に承認を受けた範囲において、物品購入、外注・顧問先の選定、必要経費の支出を行う。ただし、軽微な費用の支出の意思決定については、代表理事は事務局長に委任するものとする。

(備え付け書類及び帳簿)

第58条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておくものとする。

- (1) 定款
- (2) 社員の名簿、理事、監事及び事務局職員の名簿並びに履歴書
- (3) 登記に関する書類
- (4) 会議の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) その他必要な帳簿及び書類

第15章 個人情報の保護

(個人情報保護)

第59条 この法人は、業務上知りえた個人情報の保護に万全を期し、必要な事項は理事会の決議により別に定めるものとする。

第16章 補則

(施行細則)

第60条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

- 2 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

第17章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第61条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

神奈川県小田原市浜町二丁目5番2号

漆畑 俊哉

神奈川県小田原市久野154番地の75

土橋 弘靖

神奈川県相模原市南区上鶴間本町三丁目19番3-1205号

宮本 励

(設立時理事及び代表理事)

第62条 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代代表理事は、次のとおりとする。

神奈川県小田原市浜町二丁目5番2号

設立時理事 漆畑 俊哉

神奈川県小田原市久野154番地の75

設立時理事 土橋 弘靖

神奈川県相模原市南区上鶴間本町三丁目19番3-1205号

設立時理事 宮本 励

神奈川県小田原市西酒匂三丁目4番9号

設立時監事 小島 時昭

神奈川県小田原市浜町二丁目5番2号

設立時代代表理事 漆畑 俊哉

(最初の事業年度)

第63条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年10月31日までとする。

(定款に定めのない事項)

第64条 この定款及び第60条に基づく細則に定めのない事項については、法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人日本心不全薬学共創機構を設立するため、この定款を作成し、設立時社員の定款作成代理人である司法書士 浅沼 賢史は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和6年12月13日

神奈川県小田原市浜町二丁目5番2号
設立時社員 漆畑 俊哉

神奈川県小田原市久野154番地の75
設立時社員 土橋 弘靖

神奈川県相模原市南区上鶴間本町三丁目19番3-1205号
設立時社員 宮本 励

上記設立時社員3名の定款作成代理人

神奈川県小田原市荻窪336番地3 林角ビル1号室

司法書士 浅沼 賢史